

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：学校教育局高校教育課（電話011-231-4111（内線35-717））

No	法令名	根拠 条項	不利益処分の 概要	設定等 区分	備考
1	北海道立学校条例施行規則	第5条 第1項	出席停止処分	設定	
2	北海道立学校条例施行規則	第6条 第1項	退学処分	設定	
3	北海道立学校条例施行規則	第7条	退舎処分	設定	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 処分基準を設定していない場合

イ：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 処分基準を設定しているが、公にしていない場合

\* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法令の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成20年3月31日作成)

法令名	北海道立学校条例施行規則
根拠条項	第5条第1項
処分の概要	出席停止処分
法令の定め	第5条第1項 校長は、授業料の督促を受けた納付義務者等が授業料納付督促書により指定した期限内に授業料を納付しない場合は、当該生徒に対して、出席停止を命ずることができる。
処分基準	1 出席停止処分 次の(1)及び(2)を満たす生徒 (1) 授業料の未納額が6か月分以上となっていること。 (2) 生徒の保護者から「授業料等未納に係る弁明書」が提出されていない場合、又は、「授業料等未納に係る弁明書」が提出されたが、弁明が正当なものではないと校長が判断した場合であること。 なお、「弁明が正当なものではないと校長が判断」するのは、次のいずれにも該当しない場合である。 ① 保護者が「授業料等未納に係る弁明書」の提出時まで、「授業料等滞納確認書・納付計画書」を提出していなかったが、「授業料等未納に係る弁明書」を提出した時点で、未納額の一部を納付し、かつ、「授業料等滞納確認書・納付計画書」を提出した場合 ② 保護者が「授業料等未納に係る弁明書」の提出時までに面接等に応じなかったために、「授業料等未納に係る弁明書」が提出された時点で初めて、授業料等の免除に該当することや、授業料等の徴収猶予に該当すること等が判明した場合 2 再出席停止処分 出席停止処分とされた生徒が、授業料の未納額の一部を納付し、かつ、「授業料等滞納確認書・納付計画書」を提出したことにより、出席停止処分を解除されたが、特段の理由なく、「授業料等滞納確認書・納付計画書」に基づく納付を怠った場合であること。 なお、「特段の理由」とは、保護者の離職等により、家庭の収入が著しく減少した場合等である。
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校教育課高校予算グループ (電話番号：011-231-4111 内線 35-717) 各道立高等学校、登別明日中等教育学校 (電話番号：各道立学校の電話)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成20年3月31日作成)

法令名	北海道立学校条例施行規則
根拠条項	第6条第1項
処分の概要	退学処分
法令の定め	第6条第1項 校長は、出席停止通知書を発した日から起算して30日を過ぎても納付義務者等が授業料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退学を命ずることができる。
処分基準	出席停止通知書を発した日から起算して60日を経過しても、授業料の未納額が納付されないこと。
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校教育課高校予算グループ (電話番号：011-231-4111 内線 35-717) 各道立高等学校、登別明日中等教育学校 (電話番号：各道立学校の電話)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成20年3月31日作成)

法令名	北海道立学校条例施行規則
根拠条項	第7条
処分の概要	退舎処分
法令の定め	第7条 校長は、寄宿舎使用料の督促を受けた納付義務者等が寄宿舎使用料納付督促書により指定した期限内に寄宿舎使用料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退舎を命ずることができる。
処分基準	次の(1)及び(2)を満たす生徒 (1) 寄宿舎使用料の未納額が6か月分以上となっていること。 (2) 生徒の保護者から「授業料等未納に係る弁明書」が提出されていない場合、又は、「授業料等未納に係る弁明書」が提出されたが、弁明が正当なものではないと校長が判断した場合であること。 なお、「弁明が正当なものではないと校長が判断」するのは、次のいずれにも該当しない場合である。 ① 保護者が「授業料等未納に係る弁明書」の提出時まで、「授業料等滞納確認書・納付計画書」を提出していなかったが、「授業料等未納に係る弁明書」を提出した時点で、未納額の一部を納付し、かつ、「授業料等滞納確認書・納付計画書」を提出した場合 ② 保護者が「授業料等未納に係る弁明書」の提出時までに面接等に応じなかったために、「授業料等未納に係る弁明書」が提出された時点で初めて、寄宿舎使用料等の免除に該当することや、寄宿舎使用料等の徴収猶予に該当すること等が判明した場合
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校教育課高校予算グループ (電話番号：011-231-4111 内線 35-717) 各道立高等学校、登別明日中等教育学校 (電話番号：各道立学校の電話)
問い合わせ先	同上
備考	